

## (目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに両者が一体となって公契約の適正な履行及び労働環境の確保に取り組み、もって地域経済の循環及び活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事、業務委託その他の請負契約及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 下請負者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定に基づき、事業者又はアに掲げる者の公契約に係る業務に労働者派遣を行う者
- (4) 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- (5) 労働者等 公契約に係る業務に従事する者であつて、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者及びこれと同視すべきものと市長が認める者をいう。

## (基本方針)

第3条 公契約は、その履行により提供されるサービス等が市民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有することに鑑み、次に掲げる事項を基本方針として、市及び事業者等がそれぞれの責務を果たすことを旨として締結され、及び履行されなければならない。

- (1) 次代を担う若年労働者の確保に努め、地域社会及び地域経済の健全な維持及び発展に寄与すること。
- (2) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (3) 公契約の適正かつ適切な履行を確保すること。
- (4) 公契約を締結する過程及びその内容の公正性及び透明性を確保するとともに、事業者の間の公正な競争を促進すること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の関与を排除すること。
- (6) 労働基準法、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の労働、雇用及び社会保険に関する法令等(以下「関係法令等」という。)を遵守すること。

## (市の責務)

第4条 市長は、次に掲げる事項等に留意し、公契約に関する施策を適正かつ総合的に実施するものとする。

- (1) 予定価格の設定に当たっては、事業者等が適正な労働環境を確保し、事業継続性を維持するための担い手の育成、確保等に必要となる適正な利潤が確保できるよう、経済社会情勢の変化及び市場における労務その他の取引価格等を考慮して積算し、適正な予定価格を定めること。
- (2) 公契約の締結に当たっては、契約の性質及び目的を踏まえた適正な入札方法等を採用するとともに、地域経済の循環及び活性化に配慮し、市内に事務所又は事業所を有する者(以下「市内事業者」という。)の積極的な活用を図ること。
- (3) 公契約の発注にあたっては、公契約の性質又は目的に応じた施工時期に配慮するとともに、計画的な発注により履行時期の平準化を図ること。
- (4) 工期の設定にあつては、事業者等の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、事業者等の休日、必要な準備期間、天候その他やむを得ない事由により履行が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定すること。
- (5) 必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。
- (6) 公契約の品質確保のため、不正行為の排除を徹底すること。
- (7) 公契約に関する情報を積極的に公表すること。

## (事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本方針に基づき、公契約に関わる者であることを自覚し、次に掲げる事項等に留意し、公契約を適正かつ適切に履行するとともに、市が行う公契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- (1) 公契約の適正な履行のために必要な技術的能力の向上、効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらに係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。
- (2) 公契約の申込みに係る価格を算出するに当たっては、公契約の適正かつ適切な履行を確保するとともに、労働者等の適正な労働環境が確保されるよう、関係法令を遵守するとともに、適正な労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に入札価格を算出すること。
- (3) 下請負人との契約に当たっては、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結し、下請負人に使用される労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること。
- (4) 事業者等は、下請負人を選定し、又は資材等を調達するに当たっては、可能な限り市内事業者を活用するよう努め、地域経済の循環及び活性化に配慮すること。

## (市民の理解と協力)

第6条 市民は、市の実施する公契約に関する施策が地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを理解し、当該施策に協力するよう努めるものとする。

## (公契約の締結)

第7条 市長は、次に掲げる事項に留意し、適正かつ適切に公契約を締結しなければならない。

- (1) 契約金の額によっては適正かつ適切な履行が通常見込まれない公契約の締結を防止するため、必要な施策を講じること。
- (2) 契約の内容、履行の難易等を踏まえた適切な契約期間を設けること。
- (3) 価格以外の多様な要素を考慮することにより、総合的に優れた内容の公契約を締結すること。  
(適正な支払)

第8条 市長は、事業者の経営の安定及び労働者等に対する適正な賃金の支払に資するため、公契約の内容及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)等に基づき、適正に支払を行わなければならない。

2 事業者等は、労働者等の雇用の安定及び労働者等に対する適正な賃金の支払に資するため、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)等を遵守して、公契約に係る下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行わなければならない。  
(労働環境の確認等)

第9条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき行う公契約の内容に適合した履行がされないおそれ等がないかどうかの調査の対象となった事業者と公契約を締結した場合その他の公契約の適正かつ適切な履行を確保するために労働者等の労働環境について確認する必要があると認める場合は、契約後速やかに当該事業者に対して労働環境についての確認を行うものとする。

2 前項の規定により労働環境についての確認を受けた事業者は、当該確認の内容その他の市長が別に定める事項を記載した書面を、労働者等が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、若しくは労働者等の閲覧に供し、又は労働者等に交付するものとする。  
(労働者からの申出)

第10条 労働者等は、公契約に係る業務において、労働環境がこの条例に定める事項に違反しているおそれがある場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

2 事業者等は、労働者等が前項の規定による申出(以下「労働者からの申出」という。)をしたことを理由として、当該労働者等に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

3 市長は、労働者等からの申出を受け付けるための窓口を設置するものとする。

4 市長は、労働者等からの申出を受理した場合は、事業者に対して、当該申出に係る事実について確認を行うものとする。  
(是正指導)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による労働環境についての確認又は前条第4項の規定による労働者等からの申出に係る事実についての確認の結果、公契約に係る労働者等の適正な労働環境が確保されていないと認められた場合は、事業者に対して、是正措置を講ずるよう指導するものとする。

2 事業者は、前項の規定による是正の指導を受けたときは、速やかに是正措置を講じるとともに、その是正内容について、市長に報告書を提出しなければならない。  
(事業者への措置)

第12条 市長は、事業者が関係法令等を遵守していないと認められる場合又はその他の公契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認められる場合は、当該事業者に対して、競争入札参加資格の停止等の必要な措置をとるものとする。  
(事業者等からの申出)

第13条 事業者は、市の発注した公契約がこの条例に定める事項に違反しているおそれがある場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、事業者からの申出を受け付けるための窓口を設置するものとする。

3 市長は、事業者からの申出を受理した場合は、当該申出に係る事実について調査を行い、事業者に対して報告を行うものとする。  
(意見聴取)

第14条 市長は、公契約に関する制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者等その他関係団体の意見を聴くことができる。  
(状況の公表)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、公契約に関する制度の適正な運用を図るために講じた措置の状況を公表するものとする。  
(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。